

# 令和7年度 飛騨高山教育旅行クーポン実施要綱

## 1. 目的

教育旅行で高山市を訪れる児童・生徒及び引率者に対し、市内で使用できるクーポンを発行・配布することで、市内散策・回遊による観光施設、飲食店、土産品店等の利用促進を図り、市内消費喚起と若年層の飛騨高山ファンの拡大を図ることを目的とする。

## 2. 支援対象

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校(小中一貫校)、中等教育学校(中高一貫校)、高等専門学校、高等専修学校(以下、学校等)が旅行会社を通じて実施する、高山市内での宿泊を伴う教育旅行。

## 3. 支援要件

支援対象となる学校が実施する以下要件をすべて満たす教育旅行であること。

- ・ 令和7年5月1日(木)～令和8年2月28日(土)の間に高山市内にて1泊以上宿泊する教育旅行であること。
- ・ 学校行事として実施する教育旅行であること(部活動等は除く)。
- ・ 原則として旅行会社を経由した教育旅行であること(旅行会社を経由しない場合、要相談)

## 4. 支援内容等

### (1) 支援内容

①教育旅行で高山市に訪れる児童・生徒及び引率者に対し、一人当たり1,000円分のクーポン(※)を配布する(1セット額面100円券×10枚)。

※高山市内におけるクーポン取扱い加盟店にて使用できる金券。加盟店一覧は別途Webサイト等で周知する。

②送客いただいた旅行代理店に対し、送客一人当たり100円(上限なし)の助成支援を行う。

### (2) 使用期間

令和7年5月1日(木)から令和8年2月28日(土)の間に来訪した教育旅行のチェックアウト日まで

### (3) 留意点

- ・ 予算に達し次第、事業期間内であっても申請受付を終了する。
- ・ 他の支援制度との併用は認めるものとする。
- ・ 本事業の趣旨である「若年層の飛騨高山ファンの拡大」を図るため、児童・生徒及び引率者自身が直接使用することで、より印象に残る旅行とすべく児童・生徒及び引率者に直接クーポンを配布すること。

取扱い加盟店であっても旅費の一部(宿泊費、運賃、団体での飲食費、お土産代等)に使用しないこと。

## 5. 事務取扱手順

### (1) 申請受付期間

令和7年4月16日(水)～令和8年2月16日(月)

※前述のとおり、予算に達し次第、事業期間内であっても申請受付を終了とする。

### (2) 申請方法

#### ①利用申請書の提出

本事業の利用を希望する学校は、出発予定日の原則2週間前までに、旅行会社を通じて、「飛騨高山教育旅行クーポン利用申請書(様式1)」及び以下に掲げる書類を添付し、(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会(以下、協会)に郵送する。

※出発後(旅行中)の申請は受けしないため、**事前申請が必須**となる。

～添付書類～

- ・「参加者名簿(様式2)」※学校が作成した名簿の代用可
- ・「利用学校における申請承諾書(様式3)」
- ・旅行行程表(自由様式、申請した教育旅行のスケジュールなど行程が分かるもの)

#### ②クーポンの交付

協会は申請書等の内容を確認の上、「飛騨高山教育旅行クーポン交付決定通知書(様式4)」を交付し、出発予定日の概ね1週間前までに申請があった旅行会社へクーポンを送付する。

#### ③申請内容変更時の取扱い

旅行会社は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「飛騨高山教育旅行クーポン利用変更承認申請書(様式5)」とともに、変更した内容に基づき申請時の添付書類を修正し、協会に提出する。

なお、既に協会よりクーポンが交付されている場合、変更内容に応じて交付されたクーポンを協会へ返還する(返還に伴う送料等の費用は申請者の負担とする)。

協会は申請書等の内容を確認し、「飛騨高山教育旅行クーポン変更承認通知書(様式6)」を申請した旅行会社に通知する。

#### <申請人数が変更となった場合>

人数増の場合のみ、変更した人数に基づき当該変更承認申請書を提出する。

なお、出発日1週間以内に変更する場合、実績報告とあわせて人数を報告する。

#### <宿泊日が変更となった場合>

クーポン使用期間内(令和7年5月1日～令和8年2月28日)での日程変更の場合、当該変更承認申請書を提出する。

ただし、高山市内における宿泊日が使用期間外(令和8年3月1日以降)になった場合は、後述する「飛騨高山教育旅行クーポン利用申請取下げ書(様式7)」を協会へ提出する(交付済クーポンの返還に伴う送料等の費用は申請者の負担とする)。

#### <宿泊施設が変更となった場合>

高山市内における宿泊施設の変更の場合、当該変更承認申請書を提出する。

ただし、高山市内での宿泊を伴わない行程となった場合は、後述する「飛騨高山教育旅行クーポン利用申請取下げ書(様式7)」を協会へ提出する。

#### ④教育旅行の中止の取扱い

旅行会社は、申請した教育旅行が中止となった場合、速やかに「飛騨高山教育旅行クーポン利用申請取下げ書(様式7)」を協会へ提出する。

なお、既に協会よりクーポンが交付されている場合、すべてのクーポンを協会へ返還する(返還に伴う送料等の費用は申請者の負担とする)。

#### ⑤実績の報告

旅行会社は、申請した教育旅行が終了した日から30日を経過した日又は令和8年3月13日(金)のいずれか早い日までに、「飛騨高山教育旅行クーポン利用実績報告書(様式8)」及び以下に掲げる書類を添付し協会へ提出する。

また、教育旅行当日、欠員等により申請時の内容に変更があった場合、変更内容に応じて添付書類を修正するとともに、未使用クーポンを協会に返還する。

～添付書類～

- ・「参加者名簿(様式2)」 ※申請時の内容に変更があった場合は修正し再度提出
- ・旅行行程表(自由様式) ※申請時の内容に変更があった場合は修正
- ・「宿泊利用証明書(様式9)」
- ・「利用後アンケート(様式10)」
- ・「送客助成金請求書(様式12)」 ※協会が発行する「確定通知」受領後に送付
- ・未使用クーポン(額面100円券×10枚が揃っている状態)  
※使い残しのクーポンがある場合、学校側が責任を持って回収・破棄(シュレッダー等)をお願いいたします。

#### ⑥送客助成金の交付

協会は「飛騨高山教育旅行クーポン利用実績報告書(様式8)」及び添付書類を受領後、すみやかに内容を精査し、送客助成金の「確定通知(様式13)」を申請者に発行する。申請者は「送客助成金請求書(様式12)」を協会宛に送付し、協会は受領後30日以内に申請者の指定口座に送金する。

#### ⑦交付決定の取消し

自然災害等で本事業を中止する場合、申請又は交付決定を取消すものとし、旅行会社は速やかに「飛騨高山教育旅行クーポン利用申請取下げ書(様式7)」を協会へ提出する。

なお、旅行会社は日程変更等により利用継続を希望する場合、「飛騨高山教育旅行クーポン利用変更承認申請書(様式5)」を協会に提出する。

#### ⑧その他

- ・クーポンは金券扱いであるため、旅行会社又は学校においてクーポンの紛失等があっても追加交付等の対応は原則行わない。
- ・交付したクーポンが欠損等した場合、旅行会社は「飛騨高山教育旅行クーポン欠損等報告書(様式11)」とともに欠損等があったクーポンセット(10枚綴り)を協会へ返送する。協会は、欠損状態に応じて、代替りのクーポンを旅行会社へ送付する。  
※交換の目安としては、クーポンに印字された通番が分かる状態またはクーポンの面積に対し2/3以上が残っている状態であること。

⑨クーポン使用時の注意点

- ・現金との交換及びクーポンの転売は禁止とする。
- ・クーポン額面未満の使用において釣銭は出ないものとする。
- ・市内の店舗であっても、取扱い加盟店登録を行っていない店舗での使用はできない。

6. 申請・問い合わせ先

一般社団法人 飛騨・高山観光コンベンション協会

〒506-0011 岐阜県高山市本町 1-2

TEL : 0577-36-3315      FAX : 0577-36-0091      E-Mail : kankou@hidanet.ne.jp